

# 令和2年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年9月25日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	(欠席)	12番 安 津久人
(欠席)	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

3番 谷内 誠一 7番 石倉 稔

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島6番 東 一朗

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第29号 輪島農業振興地域整備計画の変更について
- (5) 議案第30号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

- (1) 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 2

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 山本 秀夫 委員及び 議席番号13番 田中 喜義 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第26号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。  <b>【議案第17号、1番を議案書をもとに朗読】</b>

	<p>合計 1 筆 333 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 333 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒雄委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>先日現地確認を行いました。現在耕作放棄地である畑ですが、周辺には影響はないと考えられますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
田中委員	<p>譲り受ける人は白山市に住所があるということだが、譲り受けた農地を管理できるのか。他にも農地を有しているようだが。</p>
事 務 局	<p>譲受人は現在白山市に住所がありますが、輪島市に土地家屋を有しており、頻繁に行き来しているとのこと。養蜂業を営んでおり、こちらの耕作放棄地に菜の花を植え、花蜜を採取することを目的として取得するものです。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 26 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 26 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 27 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 27 号の農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案第 27 号、1 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 1 筆 335 m<sup>2</sup>で、内訳は田が 335 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり 10ha 未満であることから第 2 種農地です。周囲は急傾斜地の山林と宅地に囲まれており、他に条件を充たす農委以外の土地がないことから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安津久人委員よりご意見願います。</p>
安委員	<p>23 日に会長・農業委員・事務局とともに現地を確認して参りました。転用目的は自己の会社の社員寮であります。周囲は小学校、集会所、また個人の宅地により囲まれており、周囲に対する影響はないものと考えます。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p><b>【議案第 27 号】</b>について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって<b>【議案第 27 号】</b>は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった<b>【議案第 28 号】</b>の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>

事務局	<p><b>【議案第 28 号、1 番・2 番を議案書をもとに朗読】</b></p>
	<p>計 4 筆 897 m<sup>2</sup>、内訳は田が 897 m<sup>2</sup>です。</p>
	<p>申請番号 1 番は、目的は自己住宅です。500m 圏内に大屋小学校と大屋公民館があり、水管等が埋設された市道に面しておりますので、第 3 種農地であり、原則許可となるものであります。</p>
	<p>申請番号 2 番は、議案第 27 号の第 4 条許可申請地の隣であります。第 4 条申請の自己所有地と合わせ、本件農地を能越道工事に伴う代替地として取得し、社員寮用地として一体的に使用する計画です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>23 日に現地確認をいたしました。申請地は第 3 種農地の要件を満たしておりますし、排水等の処理もきちんと計画しているとのことなので、周囲に及ぼす影響も無いものと考えます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安津久人委員よりご意見願います。</p>
安委員	<p>先ほどご説明にあったとおり、譲渡人の方が社員寮建設のために譲り受けるものであり、位置的にも先ほどの議案の中で申し上げたとおりですので、別段問題は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  <b>【議案第 28 号】</b>について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

よって【議案第 28 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に、市長より提出のあった【議案第 29 号】の輪島農業振興地域整備計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。議案第 29 号の計画変更の概要です。

**【議案第 29 号、計画変更の概要を議案書をもとに説明】**

以上、農用地区域からの除外は、事業書用地を目的として 2 筆 316 m<sup>2</sup>、編入は中山間地域直接支払制度の対象など計 44,491.07 m<sup>2</sup>です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第 29 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第 29 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に、市長より提出のあった【議案第 30 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。議案第 30 号の非農地願承認についてです。今月は 2 件です。

**【議案第 30 号、1 番・2 番を議案書をもとに説明】**

以上、3 筆 3,299 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2,588 m<sup>2</sup>、畑が 711 m<sup>2</sup>です。  
なお、1 番については、昭和 45 年に農林省が宿舎を建てて以降宅地

となっており、農地で無くなってから相当の期間が経過しているものです。

また、2番については昨年11月に宅地造成を目的として4条転用申請許可を受けており、今年9月に工事完了届が提出されております。転用許可を受け、許可等にかかる工事が完了し、その事業に供されている土地に該当するため、非農地証明の対象になるものです。

議長 それでは申請番号1番と2番について地区担当推進委員輪島6番 東一朗 委員よりご意見をお願いいたします。

東委員 23日に現地確認をいたしました。1番ですが、新橋通の町中にあり、敷地には大小2棟の建物が建っております。鉄骨造りの建物ですが老朽化しており相当の期間宅地の状態であったことがわかります。また周囲にも農地は全くなく、周囲への影響は無いものと考えます。

また2番ですが、事務局説明のとおり、昨年転用許可を受けて、すでに宅地として造成されているところですが、現時点で登記地目を変更するためには、非農地証明も必要であると法務局から指摘を受けたとのこと。よろしくをお願いいたします。

議長 これより質疑を許します。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第30号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第30号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に【報告第17号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案書 19 ページをお開きください。報告第 17 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 7 件です。</p>
	<p><b>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</b></p>
	<p>合計 117 筆 34,356.61 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 23,083.31 m<sup>2</sup>、畑が 11,273.30 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので<b>【報告第 17 号】</b>を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 9 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>